

# Press Release

平成 23 年 1 月 6 日



津輕海峡フェリー株式会社

## 大間・函館航路存続に関する合意事項について

函館～青森航路及び函館～大間航路にて一般旅客定期航路事業を運営する津輕海峡フェリー株式会社（本社：北海道函館市、代表者：関根 二夫）では、これまでに青森県・大間町・当社間ににおいて三者事務レベル協議を進めてきた結果、本日平成 23 年 1 月 6 日に下記事項を三者トップ合意いたしました。

当社は今後も安全・安定運航運営を行ってまいります。引き続きご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

記

### 1. 大間・函館航路の存続について

- ・老朽化している「ばあゆ」に替わる新造船を建造し運航を継続する。
- ・新造船就航までは、「ばあゆ」で運航する。

### 2. 運航形態等について

- ・新造船は、現行の「ばあゆ」の輸送能力を下回らない程度とする。
- ・新造船の運航は公設民営とし、大間町が建造し、運航事業者である津輕海峡フェリー株（以下、運航事業者）が運航する。
- ・大間・函館航路の運航に関しては、大間町と運航事業者が、誠意を持って協議する。

### 3. 支援について

- ・平成 22 年 2 月 1 日から同年 12 月 31 日までの運航については、航路損益に赤字が生じた場合大間町が 6,000 万円を上限として運航事業者に支援をする。県は、大間町の支援額の 2 分の 1 を大間町に補助する。
- ・平成 23 年 1 月以降新造船就航までの間、航路損益に赤字が見込まれる場合、大間町が引き続き支援する。支援額は運航事業者と大間町が協議の上決定する。
- ・県は、新造船の建造費の一部に限り大間町に支援する。

### 4. 港湾改修について

- ・県は、新造船の運航上必要となる大間港の改修を行う。

## **5. 事業者の責務について**

- ・運航事業者は、少なくとも新造船の減価償却期間は運航を継続するものとする。
- ・運航事業者は、新造船による運航については行政の支援なしに行う。

## **6. その他**

- ・今後も事務的な打ち合わせを継続し、新造船の詳細仕様、運航便数、ダイヤ、運賃、船舶使用条件等詳細については事務レベルで引き続き協議を行う。

以上